

記入例

以下の事由が発生した場合は、その翌月から貸付金返還となります。返還届の提出が遅くなった場合でも、事由発生翌月から返還となります。

第9号様式

(借受人⇒県社協)

- ・退職、転職により千葉県内で返還免除対象業務に従事しなくなった
- ・国家試験に3回不合格となった
- ・養成施設を退学した

返 還 届

年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
養成施設名	(貸付時に在学した学校名を記入してください)		
フリガナ		生年月日	
修学生の氏名	印	年 月 日	
返還事由	<p>自署の場合は押印不要</p> <p>入学月から卒業月まで</p>		
借用期間及び借用金額	<p>年 月 から 年 月 まで</p> <p>「一括」を選択した場合は、返還事由が発生した翌月の一括払いとなります。</p>		
返還方法	1 月賦	2 半年賦	3 一括
返還期間	<p>年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>事由発生翌月1日</p>		
返還金額	初回	円、二回目以降	円
関係事項	<p>返還は、返還決定通知書で指定する口座への振込となります(振込手数料本人負担)</p> <p>最終返還期限までに返還完了しない場合は、残元金に対し所定の延滞金がかかります。</p>		
住所及び電話番号	<p>電話番号 ()</p>		
現在の先就職	名称	<p>住所を変更された場合は、別途変更届(第3号様式)と住民票の提出が必要です。</p>	
	所在地	<p>〒 -</p> <p>電話番号 ()</p>	

※返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた月数の2倍に相当する期間内とする。

※氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

※借受人又は連帯保証人の住所変更があった場合は、変更届(第3号様式)と住民票を提出すること。